

かほく市旅客運送事業者等支援金

申請要領

作成：令和4年7月

かほく市産業振興課

1. はじめに

制度の趣旨

原油高からなる燃料の価格上昇が旅客運送事業者等の事業に及ぼす影響を緩和するため、市内で旅客運送事業等を営む中小事業者等に対し、事業者が所有する車両に対して、事業者に支援金を交付することにより、事業の継続を支援します。

支援内容

事業者が所有する車両区分に応じて一律に支給します。

- | | |
|-------------------|-----|
| ・ 中型車（貸切マイクロバス等） | 8万円 |
| ・ 普通車（タクシー、代行車両等） | 3万円 |
| ・ 軽自動車 | 1万円 |

対 象

資本金3億円以上の大企業を除く、市内に事業所を有する**中小事業者、個人事業者**を対象とします。

（ただし特定旅客運送事業者は対象外）

2. 支援対象者の要件について

●支援対象者

下記のいずれにも該当する方が対象者となります。

- (1) 令和3年9月30日以前に創業しており、今後も事業継続の意思があるもの。
- (2) 市内に事業所を有している法人または個人。
- (3) 市税の滞納のないもの (新型コロナウイルスの影響により納税を猶予されている場合を除く)

●不交付要件

下記のいずれかに該当する場合は、支援対象外とします。

- (1) 国、公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 暴力団又は暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有するもの
- (6) (1)～(5)に掲げる者のほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

3. 提出書類について

●提出書類

次の①～④すべての書類を提出してください。

① 交付申請書兼請求書（様式第1号）

(注)申請書内に添付書類をチェックする欄がありますので、提出前に必ずご確認ください。

② 交付対象車両一覧（様式第2号）と対象車両の車検証のコピー

(注)支援対象燃料を使用した車両をすべて記載してください。

③ 確定申告書の写し

【法人の場合】直近の事業年度の確定申告書別表1の写し

【個人の場合】令和3年分の確定申告書第1表の写し
または、市民税・県民税申告書の写し

④ 通帳の写し

(注)金融機関・支店名、口座種別、口座名義人、口座番号を記載した部分

例 通帳の表面+通帳を開いた1-2ページ目

4. 申請期間・方法

●申請期間

令和4年7月11日（月曜日）～令和4年10月31日（月曜日）までとなります。

●申請方法

1. 申請に必要な書類の入手方法

かほく市役所産業振興課、かほく市商工会にて申請用紙を配布しております。

また、かほく市ホームページからもダウンロードできます。

2. 申請書類の提出

かほく市役所産業振興課、かほく市商工会、または郵送でも受け付けいたします。

【郵送先】 **(切手代はご負担願います。)**

申請書類を次の宛先までご郵送してください。令和4年10月31日の消印有効です。

〒929-1195

かほく市宇野気二81 かほく市産業振興課 宛

旅客運送事業者等支援金申請書 在中

5. 申請後の流れ・不正受給時の対応

●申請後の流れ

申請内容・添付書類を受領後、事業内容及び経費を審査の上、支援金額を確定し通知及び支援金を交付します。

申請内容に不明な点等がありましたら電話等でご連絡する場合があります。また不備の内容によっては、返送する場合がありますので、ご承知おきください。

●不正受給時の対応

偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたことが明らかになった場合、支援金の返還を求めます。

●その他留意事項

本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じ、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

●その他ご不明な点は下記へお問合せください。

【お問合せ先】

《かほく市産業振興課・商工観光係》

電話番号 076-283-7105

FAX 076-283-7108

Eメール sangyou@city.kahoku.lg.jp

《かほく市商工会》

電話番号 076-282-5661

FAX 076-282-5663